

事故発生・再発防止に関する指針

けんこうどう元気運動倶楽部

1 介護事故防止に関する基本的考え方

介護事故は、利用者の生命・身体に関わる重大な事態を引き起こす可能性があるだけでなく、信頼関係や心の安心を損なう原因にもなり得る。

本事業所では、すべての利用者が安心して、安全にサービスを利用できることを最優先とし、人としての尊厳を守ることを基本とした介護の実践を行う。

そのために、事故等を未然に防ぐことを常に意識しながら、質の高い個別ケアを提供し、組織全体で事故防止に努める体制を構築することを、本指針の基本方針とする。

2 介護事故防止委員会その他事業所内の体制

本事業所では、事故および事故につながるおそれのある事案（以下「事故等」という）の未然防止・早期発見・再発防止に取り組むため、「事故防止・再発防止委員会」を設置する。

（1）設置の目的

- ・ 事故等の予防・原因分析・対応策の検討
- ・ 職員の安全意識・ケア技術の向上

（2）事故発生・再発防止委員会の構成委員

- ・ 委員長は堀井侑清が務め、その他委員は、管理者、生活相談員等、とする。

（3）事故発生・再発防止委員会の開催

- ・ 年 1 回以上、または事故発生時に随時開催する。

（4）記録と保管

- ・ 協議内容は議事録として記録し、5 年間保管する

3 事故防止のための基本的取り組み

（1）日常業務での留意事項

- ・ ヒヤリハット（ヒヤリとしたこと／気づき）を記録し、委員会で検討
- ・ 転倒・誤嚥・接触事故・備品使用ミスなど、小さな出来事から学ぶ習慣を作る
- ・ 利用者の身体的・認知的変化を日々共有し、対応を調整

（2）職員研修・情報共有

- ・ 年 1 回以上の事故防止研修を実施
- ・ 職員間の情報共有を徹底し、「連携による予防」を重視する

4 事故発生時の対応

- ・ 発生時は、速やかに安全確保 → 管理者へ報告 → 状況記録
- ・ 医療機関や家族、ケアマネジャー等への連絡も必要に応じて行う
- ・ 再発防止策の検討と改善内容は、委員会を通じて全職員へ周知徹底

5 指針の見直し

- ・ 社会状況や事業所運営の実態に応じて、年 1 回以上の見直しを行う

- 委員会の合意により随時改訂する

＜変更・廃止手続＞

本方針の変更および廃止は、委員会の決議により行う。

＜附則＞

本方針は、令和6年4月1日から適用する。